

指定訪問介護・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ワンカラが開設する指定訪問介護事業所ヒロ・ケアサポート（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護サービス・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、個々の介護計画に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の支援、その他の生活全般にわたる利用者が必要とするサービスを提供する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 ヒロ・ケアサポート
- (2) 所在地 高知県宿毛市片島 5-20
- (3) 介護保険事業所番号 3970900183

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
 - (2) サービス提供責任者 1 名以上
 - (3) 訪問介護員等
訪問介護員は、常勤換算で 2.5 以上
訪問介護員、指定訪問介護サービス・日常生活支援総合事業サービスの提供に当たる。
- 1、管理者
管理者は従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。
- 2、サービス提供責任者
サービス提供責任者は次の項目に上げる事項を行う。
- ・訪問介護計画の作成、変更等を行い、利用者の申し込みに係る調整をすること
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有と居宅介護支援事業所との連携に関

すること。

- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望をふまえた常務管理、研修、技術指導、その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- ・指定訪問介護に従事したことがない者については、初回訪問時の対応についてあらかじめサービス提供責任者が同行するなど支援を行う。

3、訪問介護員

事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、個々の介護計画に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の支援、その他の生活全般にわたる利用者が必要とするサービスを提供する。

- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (4) 名称 訪問介護事業所 ヒロ・ケアサポート
- (5) 所在地 高知県宿毛市片島 5-20
- (6) 介護保険事業所番号 3970900183

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、営業時間外の連絡体制については、当事業所の固定電話を携帯電話に転送し常に連絡が取れる体制を実施する。
- (3) サービス提供日は、月曜日から日曜日までです。
- (4) サービス提供時間 午前7時00分から午後8時00分までとする。

(指定訪問介護・日常生活支援総合事業の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護・日常生活支援総合事業サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働省大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護・日常生活支援総合事業サービスが法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(※厚生労働省大臣が定める基準(=指定訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業報酬告示は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等、指定訪問介護・日常生活支援総合事業サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、宿毛市とする。
通常の事業実施地域以外は、連絡・連携を各市町村と図り相談に対するサービスの提供に務める。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者は(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村長に通報するものとする。

2.虐待防止委員会の設置

施設内での虐待防止に向けて虐待防止委員会を設置します。

① 設置目的

施設内での虐待防止に向けての現状把握、及び改善に向けての検討。

② 虐待防止に関する職員全体の指導

③ 虐待防止委員会の構成員

ア) 管理者 イ) サービス提供責任者 ウ) 訪問介護員

④ 虐待防止委員会を開催します。

※4ヶ月に1回定期的に開催します。

※必要時には随時開催します。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 虐待防止に関する研修年2回

(3) 権利擁護に関する研修年1回

(4) 認知症ケアに関する研修

研修受講後は記録を作成し、研修受講した場合は、復習を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるもの

とする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 訪問介護・総合事業の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける

ものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、代表が定めるものとする。

附 則

この規定は平成18年5月1日から施行する。

平成24年5月1日 改正

平成27年9月25日 改正

平成28年3月16日 第5条(2) 変更

平成30年4月1日 改正

令和 2 年 4 月 1 日 改定

令和 4 年 11 月 1 日 第 5 条 (2) 変更

令和 5 年 9 月 9 日 第 2 条(事業所に勤務する職種、及び職務内容)1, 2 追加
第 8 条 事業実施地域の変更(宿毛市 限定)

令和 6 年 5 月 7 日 第 1 0 条 (虐待防止に関する事項)、第 1 1 条 (業務継
続計画の策定等)、第 1 2 条 (衛生管理等)、第 1 3 条 (身
体拘束) 追記